

秋田県森林審議会議事録

1 開催日時 令和3年12月10日（金）10時30分から12時30分

2 開催場所 アキタパークホテル 2階 「ゴールデン」

3 出席者

（委員） 熊谷嘉隆委員、佐々木昭孝委員、佐藤篤子委員、佐藤重芳委員、
蒔田明史委員、宮澤俊輔委員、谷川原郁子委員、山田一成委員、
渡辺千明委員

（事務局） 沼倉農林水産部次長、清水林業木材産業課長、三森森林整備課長、
小坂林業木材産業課政策監、加藤森林資源計画班長（司会）

4 あいさつ

（沼倉次長）

秋田県農林水産部次長の沼倉と申します。本日は佐藤会長をはじめ、委員の皆様には、師走のお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、本県の林業木材産業の施策の推進に当たりまして、皆様から多大なご支援、ご協力をいただいております。この場を借りまして、御礼を申し上げたいと思います。

本県のスギ人工林は、全国一位の面積を誇っており、本格的な利用期を迎えておりまして、県では、豊かな森林資源の循環利用を図りながら、林業木材産業を成長産業へ発展させていくため、川上から川下まで、総合的な施策を推進しているところでございます。

こうした中、今般のコロナ禍では、昨年度は、製材工場、合板工場の減産等がありまして、原木が山の方に溜まるという状況が見られました。

それが今年に入りまして、ウッドショックという言葉の皆様お聞きになっていると思いますが、その影響で、国産材の需要価格が、好調に推移し、高い状態に転じているという状況にあります。

また、製材大手の中国木材が本県に進出するということが、今後さらに木材需要の増大が見込まれているというのが、秋田県の林業木材産業の現状です。

またさらに、国際的な枠組みの中で、地球温暖化対策が言われております。国では、2050年カーボンニュートラルという目標を立てまして、森林の持つ二酸化炭素吸収機能や、木材の炭素貯蔵機能が注目されているところであります。

秋田県には資源が豊富にあるということで、森林県秋田が求められる役割は非常に大きいと思っております。

このように、本県の林業木材産業の取り巻く情勢は、大きく変化しており、県としましては、これまでの住宅分野だけではなく、非住宅分野についても木材利用の促進を図るほか、効率的な木材の生産流通体制の整備など、林業木材産業の成長産業化に向けた施策を今後も加速していく考えです。

とりわけ、再造林につきましては、最重要課題と位置付けており、森林の多面的な機能の持続的な発揮、伐って使って植える、という資源の循環利用を図る上で、再造林は

欠かせないことから、今後一層取り組みを強化してまいります。

本日の審議会では、6月に閣議決定されました、林政の基本方針を示す、新たな森林・林業基本計画、そしてその計画に合わせて変更された、全国森林計画に即して変更する、米代川、雄物川、子吉川の3地域森林計画の変更計画の案について、また、令和4年度以降の再造林対策の検討方向について、ご審議いただきます。

その後には、報告事項ということで、ナラ枯れ被害の発生状況について、森林経営管理制度の進捗状況等について、など、本県の森林・林業に関するその他の様々な状況について、3件報告いたします。

こちらについても、ご質問、ご意見を多くいただければと思います。

最後になりますけれども、本日の審議会、それから様々な機会を通じまして、今後とも本県の林業施策の推進にご協力いただくよう、お願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

5 委員の紹介

(司会)

それでは、議事に入る前に、本日御出席いただいている委員を名簿の順に御紹介させていただきます。

最初に、国際教養大学理事・副学長の熊谷嘉隆委員でございます。

秋田県指導林家 佐々木昭孝委員でございます。

北秋田市で林業経営を行っております佐藤篤子委員でございます。

秋田県森林組合連合会代表理事会長 佐藤重芳委員でございます。

公立大学法人秋田県立大学教授 蒔田明史委員でございます。

前任の柳田真一郎局長に代わって、本年10月に赴任され、新たに委員として御就任をお願いしました、東北森林管理局長 宮澤俊輔委員でございます。

一級建築士でやがわら郁子設計室を主宰しております谷川原郁子委員でございます。

秋田県素材生産流通協同組合理事長 山田一成委員でございます。

公立大学法人秋田県立大学木材高度加工研究所准教授 渡辺千明委員でございます。

このほか、本日は所用により次の5名が欠席されております。

有限会社猪股林業代表取締役 猪股政子委員、

秋田県木材産業協同組合連合会理事長 大坂真一委員、

秋田県消費者協会理事 笠井みち子委員、

鹿角市長で公募委員の関厚委員、

秋田県町村会副会長 渡邊彦兵衛委員でございます。

6 審議会の成立

(司会)

ここで、委員の出席数を報告いたします。委員14名のうち9名の出席をいただき、過半数を超えていることから、秋田県森林審議会規程第3条により、本日の審議会は成立していることをご報告申し上げます。

7 議事

(司会)

続いて、これから、今日ご審議いただく第1号、第2号、第3号議案の地域森林計画の変更案については、森林法第6条の規定に基づき、事前に、令和3年10月27日から11月25日まで縦覧し、関係市町村並びに関係機関から意見聴取を行いました。いずれも意見はございませんでした。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の進行は、秋田県森林審議会規程第2条に基づき、会長をお願いいたします。

佐藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(佐藤(重)議長)

それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行について、皆様のご協力をお願い申し上げます。

なお、本審議会の議事内容は、議事録として県のサイトに掲載されますが、その際には、委員名は特に秘匿する必要は無いと思いますので、公開で行いたいと考えておりますので、ご承知おきください。

それでは、本日の審議会の進行について、事務局から説明をお願いします。

(司会)

それでは、本日の審議会の進行につきまして、ご説明させていただきます。

次第をご覧ください。はじめに、森林法第6条第3項の規定に基づく諮問事項といたしまして、「地域森林計画の変更」について、ご審議いただきたいと思います。

続きまして、森林審議会の所掌事務につきましては、森林法第68条第2項において、「森林法の施行に関する重要事項」とされておりますが、地域森林計画の具体化に必要な県の施策として、「令和4年度以降の再生林対策の検討方向」について、併せてご審議いただきたいと思います。

その後、報告事項として、県の森林・林業施策の取組状況等について、3件ほど説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

(佐藤(重)議長)

それでは、はじめに、議事録署名委員を指名いたします。議事録への署名は、秋田県森林審議会規程第5条により、議長が指名することになっておりますので、佐々木委員と佐藤篤子委員をお願いします。

それでは議案の審議に入ります。

諮問事項1「米代川地域森林計画変更計画書(案)について」、諮問事項2「雄物川地域森林計画変更計画書(案)について」、及び諮問事項3「子吉川地域森林計画変更計画書(案)について」は関連がございますので一括で審議いたします。

事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

三森森林整備課長が説明

(佐藤(重)議長)

ただいま事務局から説明がありました。諮問事項3件について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いします。

(佐々木委員)

説明資料10ページに、適切な伐採・搬出とありますが、具体的にどのような事を指すのでしょうか。また、林道の開設について、各流域とも計画量が減少していますが、これは、今後主伐を進めていくのに対して逆行しているのではと考えますが、いかがでしょうか。

(三森課長)

まず1点目ですが、近年の伐採の増加に伴い、搬出路や作業道等の無理な開設や、排水処理の甘さなどにより、伐採後に林地崩壊などが発生していることを受け、国が、適切な方法についての指針を示したものです。

(加藤班長)

今回の追加の記述についてですが、皆伐に伴う集材路の作設については、これまで技術指針等が示されておらず、粗雑に作設されて土砂流出の発生要因となっているケースがございます。

また、伐採にあたっては、市町村森林整備計画に適合した伐採造林届の提出が義務づけられておりますが、その伐採造林届について、搬出方法等の記述はこれまで求めておりませんでした。このため、「主伐時における伐採搬出指針の制定について」に基づいた施業を、事業者の皆様にご促していくこととさせていただきます。

それから、市町村整備計画の計画事項といたしまして、この指針に基づいた伐採・搬出を位置づけるとともに、伐採造林届の様式を変更いたしまして、搬出方法等を新たに記載させることにより、必要に応じて、市町村等が集材路の作設等に適切な指導をしていくこととさせていただきます。

また、今回追加した記述に関してですが、これは、あくまでも一時的な利用が対象ということで、このように規制を厳しくしているということとさせていただきます。

継続的な森林作業道の作設につきましては、これまで通り、「森林整備作業道の指針」がございましたので、それに基づき、整備していくこととさせていただきます。

次に、林道の開設量についてですが、これについては、路線、延長とも大分減っているところとさせていただきますけれども、始めに、昨年度開設が終了した箇所については削除しているということとさせていただきます。

また、計画期間内において、走行車両の大型化や、豪雨の増加傾向に対応して、一層重視して整備を進めていくものでございます。また実効性を重視して、優先順位の高いものを優先して路線数と延長を変更したものでございます。

(佐々木委員)

適切な伐採搬出に関してですが、土砂の流出や林地の保全を考えると、ある程度のところは、ウインチを使って集材することで、伐開により林地が削られる部分は少なくなると思いますが、現場の状況を見ると、現状、ウインチを使った施業はあまりみかけな

く、多くはバックホーのアームが届く範囲で作業道をつけていきます。ウインチを使うと効率が悪く利益が出ないのかもしれませんが、林地の保全のためにも、利用に努めて欲しいと考えます。

林道についてですが、森林の手入れが遅れている原因の一つに路網の整備があまり進まないことが挙げられます。整備を進めていくには、途中までは林業専用道を整備し、その先は作業道にする、また、橋梁の荷重についても、一律に24tに耐えられるようにするのではなく、橋長に応じたものにするなど、なるべくお金をかけないように工夫すれば、より一層進むのではと考えますが、いかがでしょうか。路網整備計画量が減少しているのは、森林整備を進めるのに対して逆行していると思うのですがいかがでしょうか。

(三森課長)

林道の橋梁等については、林業機械などの車両の大型化に対応できるよう、順次改良等を行っているところです。管理者が市町村でありますので、市町村の要望に応じて対応しているところであります。

それから林道の開設につきましては、先ほど委員からご説明がありましたとおり、以前はメーター当たり単価が15から30万円程度で開設してきたところですが、現在主に組み立てしております林業専用道につきましては、メーター当たり単価が約5万円程度と、林道の3分の1程度のコストで10t積みのトラックが通れるような道路を開設してございまして、全県の延長としまして、年間約20kmを開設しているところでございます。

それに加えて、その先線については、委員からご指摘がありました森林作業道を分線の形として延長を延ばして、森林整備を進めてもらう、という状況でございます。

林道開設に対する要望は色々あると思いますが、所有者からの同意の取得など、中々思うように進まないという課題があります。今回計画量が減少したのは、予算等を勘案して、実施の可能性が少しでもある路線全ての計画から、より現実的な計画内容に変更したというものです。

(佐々木委員)

以前岩手県を訪れた際、作業道に大きな石を敷き詰めて目潰しをした形で10tトラックが走行している例がありました。このように工夫してコストを下げるといったことでもできるのではないかなと思います。

(蒔田委員)

天然更新のことについて、お聞きしたいのですが、いずれの地域も天然更新の面積が減っています。それは恐らくスライドの9ページにある天然更新に関する指針が変わって、前生稚樹とか母樹など、適確な更新が図られるところに限ったということで減ったのかなと思うのですが、質問というのは、適確な更新が図れないと認定されたところはどうかされるのか、このまま、当面は放置されるのか、何か別の手当をされるのか、その辺りについて教えていただければと思います。

(加藤班長)

天然更新されない箇所取り扱いにつきましては、地域森林計画に載せている基準に即して、市町村森林整備計画においても天然更新の基準を載せてございます。

伐採造林届が市町村に提出された際、更新方法が天然更新という場合には、市町村が現地確認いたしまして、有用な高木性の広葉樹、例えばカエデ、ヤマモミジ、ホオノキなど、委員がおっしゃった通り前生稚樹や萌芽更新、風散布による周りからの種子の入り込みなどにより、5年後に天然更新がなされた場合には、それを一定の基準に従って、樹種、本数、被覆率を確認するといったところでございます。

その基準に満たない場合、市町村森林整備計画においては、まず植栽を指導するというところでございます。天然更新については、日本の場合は、かなり難しいということ、不確実性のところもございます。必ずしも所有者が希望するような樹種が成長するとは限らないですし、ササなどに追われてしまう場合もございます。

ただ、秋田県の場合、平成15年頃に、林業研究研修センターと県とが協力して、人工林の伐採跡地を調査した際は、ほとんどが天然更新しているという結果が報告されております。その結果を、地域森林計画や市町村森林整備計画の基準に反映させているところでございます。

(蒔田委員)

要するに、天然更新が適確に図れない場所では、地域に応じて植栽をすとか、場合によっては放置すとか、所によって異なるという理解でよろしいでしょうか。

(加藤班長)

天然更新が図れないところには植栽を指導していくという扱いになります。

(熊谷委員)

説明していただいた内容に関しましては概ね了承しました。

一方で、今説明していただいた資料ではなく、それぞれの流域の計画書の2ページ、これは各流域同様の案件だと思いますが、第2の1(2)の3段落目の後半に、「森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施やリモートセンシング及び、森林GISの効果的な活用を図ります」とあり、これは個人的に非常によろしいというか、ぜひやるべきだろうと思っておりますが、結びが「図ります」、ということから察すると、これから取り組むのか、それともある程度ソフト面ハード面の環境整備が図られていて、実施しているのを強化するのか、それを確認させてください。

(加藤班長)

始めに、森林資源のモニタリングの適切な実施でございますが、これまでも実施してきたところでありますが、今回、記述させていただきました。

これは、以前は国の委託で県が実施していましたが、今は林野庁が直接実施しており、持続可能な森林経営の推進に資する観点からということで、森林の状態等について、統一した手法に基づいて把握評価するものです。

森林資源に関する基礎的資料として収集されて、地域森林計画における森林整備に係る基本的な事項等で定める客観的な資料を得ることを目的として実施しているところで

ございます。

これにつきましては、調査プロットの位置も含めて、地況、病虫獣害、気象害、林道構成、施業履歴等々について、1カ所約0.1haで調査を行っているところです。

それからリモートセンシングでございますが、これは、遠隔探査技術ということで、人工衛星、航空機、UAVいわゆるラジコンヘリ、ドローン、地上レーザなどがございます。これらを活用し、上空や地上からレーザで計測、写真撮影をいたしまして、資源量を把握していくもので、既設路網や林相の把握、境界明確化に活用できるものでございます。

リモートセンシングに関しましては、現在、県において、大館市ほか7市町村におきまして、県が主体となって、セスナによる航空レーザ計測と写真撮影を令和2年度から5カ年計画で実施しているところでございます。

また、森林GISに関しましては、レーザ計測や写真の計測成果である微地形図や林相図を取り込んで、森林計画図と合わせて境界が明確化されてない箇所へ活用し、森林整備を進めていくというところでございまして、現在進行中の事業でございます。

(熊谷委員)

どの施策に関しましても、しっかりしたそのデータがあれば、効率的かつ効果的に運用できると思いますので、そこら辺をやられているということで、よろしいかと思えます。さらなる強化をしていただければいいと思います。

(佐藤(重)議長)

他に意見はございませんか。

それでは、お諮りをいたします。

諮問事項1、諮問事項2及び諮問事項3について、これを適当と認め、その旨を知事に答申することにしてよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(佐藤(重)議長)

なお、議案に関する答申文の作成につきましては、会長の私の方にご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(佐藤(重)議長)

続いて第4号議案の審議に入ります。諮問事項4、令和4年度以降の再生林対策の検討方向についてでございます。事務局からの説明をお願いします。

(事務局)

清水林業木材産業課長が説明

(佐藤(重)議長)

この再造林が進まないという問題については、秋田県に限らず全国的な問題ですけれども、ただ、そういう中で、北海道や宮崎は再造林率が約75%となっており、宮崎については、今後、90%まで伸ばしていく計画と聞いております。いずれにしてもこれは将来のその地域の資源、環境としての資源であるので大変重要なことであります。今後しっかりと取り組んでいく必要があると思っております。

ということで、この件について、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

(佐藤(篤)委員)

大変、期待したい項目だなと思えます。2ページの森林所有者の気持ちは、まさに私たち所有者の気持ちそのものでして、こういう制度が充実されて、山を持っている人たちが安心して環境に貢献していけようになればと思えますので、大いに期待したいと思います。

(宮澤委員)

先ほど県からのご説明も伺いまして、検討の方向性については頑張っていたきたいと思えますし、東北森林管理局としても、何か協力できることがあれば協力して参りたいと思えます。

その上で1点、事務局に質問ですが、今回、検討方向という、まだ中間段階だと思いますけれども、この段階で諮問事項として審議会に諮った理由がちょっとよくわからないので、ご説明いただきたいと思えます。

私の行政的な考えでいうと、この方向性の段階では恐らく報告事項で、今、県はこんなことを考えています、追って取りまとまったら案を示して諮問します、というのが大体の流れで、例えば秋田県再造林プランとかですね、そういうものができ上がってれば、諮問になると思うのですが、まだ中間段階で諮問をされるのは非常に珍しいかなと思うので、あえてこの方向性を諮問するというのは、どういうお考えかをご説明いただければと思えます。よろしく願います。

(清水課長)

局長のご指摘のとおり、やはり本来は報告事項で挙げるべき課題であると思っております。

ただ、県としましても、やはり県の最重点課題の一つということで、知事を始め、執行部の方も力を入れているものでございます。

ですので、本来は、プランなり基本計画ができた後に、諮問という形とるところではございましたけれども、その一步手前で、まず方向性についてもご紹介を兼ねて、ご審議していただくというふうに考えて、今回上程している次第でございます。

(佐藤(重)議長)

諮問事項には少し馴染まないかもしれませんが、ただ、方向性として、しっかりとし

たものが欲しいということだと思いますので、ご承知いただければと思います。よろしいでしょうか。

この再造林対策については、今後、またこの審議会において、その都度ご報告をしながら進めていかなければいけないと思っておりますが、個人的な意見を申し上げますと、再造林は森林所有者次第です。森林所有者が今、どんどん山離れをしていって、山はもう要らないという時代になってしまいました。ですから、それを食い止めるために何か、要するに森林所有者が、山林から所得を得られるようにしなければ駄目だということです。今は完全にもう採算割れしていますので、だからこういう状況ではない状況を作っていかなきゃいけないと、思っています。

余談ですが、私は専門林家で50年やってきていますけども、材価といいますか、立木の価格が最高に高かったのが昭和55年です。この時1m³で売った単価と、今の1m³の単価を比べたところ、ちょうど10分の1です。物価は倍近くになっていますので、ちょうど20分の1ぐらいになってしまっています。

だから今、68%の国からの補助をいただいてもどうにもならない、という状況になっていますので、やはり、所有者が山に再投資できるような状況に持っていけないと、これはどうすることもできないのが現実でございます。県の方でもそういう認識と伺っておりますので、大変難しい課題ではありますけれども、しかし、そこはこれをクリアしていけないと、国土の保全が成り立っていきませんので、何とか頑張っていきたいと思っております。

(佐々木委員)

私の地元の自治会では3年前に造林をしております。当時はポット苗で植えたのですが、苗が小さいため、誤伐したり、まわりの植生に被圧されたりと、なかなかその生育状況が良くない。そういう事もあるので、あまり前のめり過ぎでも困るかなと思ったところでした。

また、40～50年前に植えた林地については、林齢からすれば伐採時期ですが、伐採しきれない林地が相当あるはずで、そういうところをもう一度施業していけないとまずいのではないかと感じております。

植栽した箇所については、5年間下刈を行うだけで、その後手入れがされないと、うまく成長できなくなるので、それも踏まえて施業をする必要があると考えます。5年間は補助金も活用して何とか下刈りができても、その後が続かないといけないので、ただ植える部分だけでなく、保育に関しても再考しながら、進めていただきたい。

(佐藤(重)議長)

ありがとうございました。

いずれこの再造林については、いろいろな立場の方がいろいろな意見、考えをお持ちでございますので、そうしたものを吸い上げながら、我々も含めしっかり取り組んでいかなければならないと考えますので、よろしくお願ひします。

それでは、この件については、このぐらいにしておきたいと思ひます。

この、諮問事項4についてはこれを適当と認めてよろしいですか。

(委員)

異議なし

(佐藤(重)議長)

なお、諮問事項4についても、答申文の作成につきましては、会長の私の方にご一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし

(佐藤(重)議長)

ありがとうございます。

以上で、本審議会の諮問事項について終了します。

(三森課長)

本日はお忙しい中、佐藤重芳会長をはじめ、各委員の皆様から御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

現在の委員の皆様の任期は、来年4月30日までとなっておりますので、今後、緊急の案件がなければ、今回の審議会が最後となります。委員の皆様におかれましては、これまで、秋田県の森林・林業行政の推進のためにご尽力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、秋田県森林審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。